

青森地方法務局からのお知らせ

1 「全国一斉！法務局休日相談所」開設（予約優先・秘密厳守）

青森地方法務局では、法務局が所掌する登記、人権などに関する特設の無料相談所を開設します。

相談は予約優先制で一人につき30分以内です。事前に電話で予約をお願いします。

開催日時 平成28年10月2日(日) 午前10時から午後3時まで

会場 青森地方法務局・青森地方法務局弘前支局・青森地方法務局八戸支局

相談内容 土地建物の登記、相続、境界、遺言、近隣とのトラブル、お年寄りや子どものいじめなど

担当者 法務局職員、公証人、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員

2 公証人による「遺言」についての講演（予約優先）

開催日時 平成28年10月2日(日) 午前10時から午前10時50分まで

会場・講師 青森地方法務局会場：青森公証人合同役場公証人

青森地方法務局弘前支局会場：弘前公証人役場公証人

青森地方法務局八戸支局会場：八戸公証人役場公証人

3 司法書士による「相続登記」についての講演（予約優先）

開催日時 平成28年10月2日(日) 午前11時から午前11時50分まで

会場 青森地方法務局・青森地方法務局弘前支局・青森地方法務局八戸支局

講師 青森県司法書士会所属司法書士

【お問合せ】青森会場 青森地方法務局総務課 ☎017-776-6231

弘前会場 青森地方法務局弘前支局 ☎0172-26-1150

八戸会場 青森地方法務局八戸支局 ☎0178-24-3351

地方法人課税の改正についてのお知らせ

平成28年度税制改正において、次のとおり改正が行われました。

(1) 法人事業税の税率の改正（資本金又は出資金の額が1億円超の普通法人が対象）

（現行） （H28～）

税率の引上げ 付加価値割 0.72% → 1.2%

資本割 0.3% → 0.5%

税率の引下げ 所得割 0.6% → 3.6%

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度分から適用

(2) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分について、以下のアおよびイの要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額が控除されます。

ア 調整後付加価値額（※1）＜40億円

イ 平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額（※2）＜基準法人事業税額（※3）

※1 調整後付加価値額＝付加価値額×12÷事業年度の月数

※2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分については、地方法人特別税相当額を含む。

※3 基準法人事業税額＝当該事業年度の付加価値割額、資本割額、所得割額の合計額

【お問合せ】下北地域県民局県税部 課税課 ☎22-8581 内線207